

## NPO 法人制度・税制等に関する要望事項

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

民主党御中

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

様々な社会課題の解決が求められている日本においては、市民がお互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくために、日本の寄附文化を発展させ、NPO がより一層社会貢献活動できる環境整備が必要不可欠です。私たちは、NPO 法人に関する税制・法改正等の議論に当たって、以下の事項を要望いたします。

### ●寄附税制の拡充等

**1. 認定 NPO 法人等の優遇税制は、個人の寄附金控除上限額や企業からの寄附金損金算入限度額を引き上げるなど、寄附金税制等での支援を拡充してください。**

- ① 「個人の寄附金税額控除」や「法人の寄附金特別損金算入」、「みなし寄附金制度」などの認定 NPO 法人等に対する優遇税制については、ここ数年の政府税制調査会等で見直しの動きがありました。これらの税制は、日本に寄附文化を定着・普及していく中で必要不可欠であり、NPO 法人が市民・企業等からの善意の資金を基に社会問題の解決を行っていく上で、基盤となる仕組みです。今後も廃止・縮減されることのないよう、強く要望いたします。
- ② 「個人の寄附金控除」については、社会貢献意欲の高い国民のニーズに応えるために、ふるさと納税同様に控除上限額を2倍に引き上げる（現在は所得控除：所得金額の40%が上限、税額控除：所得税額の25%が上限）、適用下限額（現在、年間2,000円）を撤廃する、年末調整での適用を認める、「繰り越し控除」を導入するなど、一層の拡充や利便性向上をお願いします。また、「ふるさと納税（ふるさと寄附金）」で認められている一定程度の返礼品等については、民間である認定 NPO 法人等への寄附でも認めるなど、官民での格差是正をお願いいたします。
- ③ 「法人の寄附金特別損金算入」についても、米国などに比べて、まだまだ損金算入限度額が十分ではありません（現在、所得金額の約2～3%）。企業の社会貢献活動（CSR活動）をより促進するためにも、米国並みの所得金額の10%まで拡充し、フードバンクへの食品寄附など現物寄附は全額損金算入を認める、「繰り越し控除」を導入するなどの拡充をお願いします。
- ④ 「遺贈・相続財産寄附」や「不動産等の寄附」については、国民の遺贈・相続財産寄附意向の高まりや「空き家」の社会問題化などを踏まえ、認定 NPO 法人等への不動産や有価証券の寄附でネックとなっている「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にする、日本版ブランドギビング信託（特定寄附信託制度）の対象を不動産等にも拡大するなどの支援をお願いします。

⑤ 「消費税」については、認定 NPO 法人等の課税仕入れに係る消費税額の計算上、不課税仕入れ額（寄附物品を購入する場合などを含む）に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないようしてください。現在の消費税の仕組みでは、対価性のある事業をしている認定 NPO 法人等は、寄附を集めれば集めるほど、消費税が増えてしまいます。寄附を促進する観点から、この矛盾を解消してください。

また、消費税率 10%への増税（軽減税率の導入等）にあたっては、「免税点（現在、課税売上 1,000 万以下）」を維持する、フリースクール等の授業料も非課税取引に含めるなど、NPO 法人にも十分な配慮をお願いいたします。

⑥ 「マイナンバー・法人番号制度」については、企業だけでなく、NPO 法人も対象となっています。雇用関係はもちろんのこと、小規模な NPO 法人であっても「講師・有償ボランティア謝金」等でマイナンバー取得・保管義務が課せられ事務負担増大が懸念されます。しかし、NPO 法人への周知や体制整備などが進んでいないのが現状です。NPO 法人・ボランティア団体向けパンフレット作成や研修開催、費用助成など、ぜひ NPO 法人のマイナンバー対応を支援してください。

また、料金・報酬の支払調書の対象（現在、年間 5 万円超/年）を、地代家賃等と同様の年間 15 万円超に引き上げるなど、事務負担軽減策の検討もよろしくをお願いいたします。

## ●NPO 法改正の早期実現

**2. NPO 法人制度及び認定 NPO 法人制度については、NPO 議員連盟で準備されている NPO 法改正を次期国会で早期に実現してください。また、一層の手続き簡素化や基準緩和をお願いします。**

### 【NPO 法改正の早期実現】

NPO 法人の設立認証期間の短縮（現在、計 4 ヶ月を 3 ヶ月以下へ短縮）や、登記義務の軽減（資産の総額を登記事項から削除）などを盛り込んでいただいた NPO 法改正案を超党派 NPO 議員連盟でご準備いただいております。ぜひとも、次期国会での早期成立・実現を強く要望いたします。

また、以下の事項についても、実現に向けた議論をお願いいたします。

### 【認定 NPO 法人制度関連】

① 現在、仮認定制度は特例措置の終了（2015 年 3 月末で終了）に伴い、法人設立から 5 年以内であることが申請条件となっております。しかし、地方の NPO 法人を中心に、設立後 5 年以上経過している法人でも仮認定制度を利用したいというニーズはまだ多く残っています。ぜひとも、この条件を撤廃してください。

② 欧米においては、NPO は法人化後直ちに認定申請ができます。日本でも公益法人制度では法人設立後、直ちに公益認定申請ができます。認定 NPO 法人制度でも、仮認定においては、法人設立後、直ちに仮認定申請できるようにして、規制を緩和し、寄附税制の活用を促進してください。それが難しい場合には、実績判定期間を仮認定の場合 1 事業年度に短縮してください。

③ 認定等の審査期間は、国税庁時代は標準処理期間が 6 か月と明示されていきました。しかし、現在は、審査期間は所轄庁によりバラツキが多く、標準処理期間の定めが無いところもあるため、

機動的な運営に支障を来しています。NPO 法で審査期間は6か月以内と明記してください。

- ④ NPO 法では、実績判定期間は2事業年度とされていますが、所轄庁によっては、さらに遡って実績を審査する事例も出てきています。設立から時間が経過した法人が不利となっており、実績判定期間を定めている意味がありません。審査の対象となる実績判定期間は2事業年度であることを法律で明確化してください。
- ⑤ 認定基準に「特定の著作物等に対する普及啓発等を主として行っている」場合は、認定を受けられないという基準があります。歴史的な建築物や文化財の保存・普及を行うような活動も、「特定の著作物」対象の活動とされ、認定を受けられません。この基準を撤廃してください。
- ⑥ 役員のおよそ3分の1が他法人の役員等と重複してはいけないという基準も、改善してから2事業年度経過しなければ申請できない現状は厳しすぎます。この基準は、実績判定期間中ではなく、「申請時」に満たしていれば良い基準としてください。
- ⑦ 認定NPO法人等が、海外送金や助成金を支出する度に所轄庁に届け出なければいけない基準は、法人の無用な負担となっています。年に一度の事後報告ですむようにしてください。
- ⑧ 現在の認定基準では、企業に対する「助成・寄附等」を行っているとして認定を受けられません。NPO法人でも企業・起業支援を行っている団体は多数あり、今後の日本の経済活性化・地域活性化には不可欠な活動です。この基準は撤廃してください。  
また、(認定)NPO法人が他法人に行う「出資」に関しても扱いが不明確で、起業支援等の妨げになっています。扱いを明確化してください。
- ⑨ 認定NPO法人に義務付けられている報告書類では、現状、プライバシー等に深く関わる内容も対象となっています。個人情報保護等の観点から、様式を変更するなど改善をお願いします。

#### 【NPO 法人制度関連】

- ⑩ 「特定非営利活動法人」という名称は分かりにくく、また長すぎて使いづらいという問題があります。より社会にも分かりやすく、使いやすい法人名称へ変更してください。
- ⑪ 現状では、内閣府のホームページで、全NPO法人の財務情報等がタイムリーに見られる状態になっていません。不適正なNPO法人を排除するためにも、全NPO法人の財務情報等について、事業報告書等提出後、速やかに内閣府のホームページで公開するようにしてください。

#### ●NPO 法人支援施策の拡充

**3. 「創業補助金」や「信用保証制度」にとどまらず、中小企業支援施策のNPO法人への適用拡充を進めるなど、NPO法人への支援を強化してください。**

- ① 「創業補助金」や「信用保証制度」のNPO法人への適用拡充に改めて感謝申し上げます。せっかく拡充された制度がより多くのNPO法人で活用されるよう、各分野・地域での普及・利用促進に向けた説明会開催や相談窓口周知などをお願いいたします。
- ② その他、各種補助金や小規模企業共済制度など中小企業支援施策のNPO法人への適用拡充や、東日本大震災の復興に取り組むNPO等への支援拡充等をお願いいたします。